

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私は、昭和36年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたが、平成12年3月になって、社会保険事務所（当時）の職員から申立期間は厚生年金保険の被保険者期間（脱退手当金支給済み）との重複期間であり、申立期間は年金給付には反映しない旨説明を受け、申立期間の保険料を還付された。

しかし、35年以上も前に納付した国民年金保険料を還付されて、申立期間は年金受給額に反映されない期間であるとされていることに納得できない。還付された保険料を返納するので、申立期間を保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る特殊台帳、国民年金手帳記号番号払出簿及びA県B市保存の国民年金被保険者名簿等を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、国民年金制度発足と同時の昭和36年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年5月1日に払い出され、40年3月までの国民年金保険料について納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、平成12年4月18日に基礎年金番号にオンライン記録上、統合されたことを契機に、申立期間の国民年金保険料について、同年4月19日に還付決議が行われ、同年6月9日に送金通知書が作成されていることが確認できることから、この還付決議が行われるまでは、保険料納付済期間として扱われていたことがうかがえ、申立期間については、厚生年金保険被保険者期間中であつたものの、申立人は当該期

間の保険料を納付しており、還付決議が行われた同年4月19日までは、厚生年金保険料との重複納付の状態が続いていたものと考えられる。

これらのことから、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親による現年度納付が行われてから、平成12年4月19日に還付決議が行われるまで、35年以上の間、国庫歳入金として取り扱われており、また、当該期間は脱退手当金が支給されており、年金額の計算には反映されていないことを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、国民年金の被保険者となり得ないことを理由に、申立期間について、納付済期間と認めないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から45年3月まで

私は、老後のために国民年金に加入しておこうと思い、昭和50年7月頃、市役所で加入手続を行った際、遡って国民年金保険料を納付できるとのことであったため、昭和43年5月から50年3月までの保険料7万1,100円を同年8月1日に一括して納付した。

しかし、平成18年になって、申立期間は厚生年金保険に加入していた期間なので国民年金は認められず、その期間の国民年金保険料を還付するとの書類が送られてきた。

そこで、社会保険事務所（当時）に何度も出向き、問い合わせを行っていたが、最終的に還付期限が過ぎたので還付を打ち切るとの返事がきたが納付できない。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成18年10月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間が記録統合されるまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、第2回特例納付によって国民年金保険料が納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、保険料の還付決議が行われている。

しかし、行政側において、本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明かである上、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされる

ことをも踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として、申立期間について納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成8年7月から同年9月までは59万円、同年10月から9年3月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から9年4月21日まで

夫の厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、実際の保険料控除額に基づく標準報酬月額より低額で記録されていることが分かった。

夫の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された申立人の平成8年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額により、申立人は、申立期間のうち、同年7月から同年9月までは標準報酬月額59万円、同年10月から同年12月までは標準報酬月額56万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成8年7月の随時改定により、従前の59万円から41万円に減額されているところ、申立人と同様に同年7月の随時改定により、標準報酬月額が減額されているA社の元従業員二人から提出された給与明細書によると、当該二人は、いずれも申立期間において減額される前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、給与から

控除されていることが確認できる。

また、申立人から提出された預貸金取引一覧表において確認できる給与振込額により、申立人の申立期間当時の給与支給額は、標準報酬月額 59 万円に相当する額であったことがうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与所得の源泉徴収票、元従業員二人の給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額から、平成 8 年 7 月から同年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 9 年 3 月までは 56 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、昭和26年2月1日から同年3月1日までの期間については、申立人のA組織における資格取得日は、同年2月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和27年8月1日から29年3月1日までの期間については、申立人のA組織における資格喪失日は、同年3月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月1日から同年3月1日まで
② 昭和27年8月1日から29年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、担当者から申立期間①に不自然な記録が存在することを聞いた。

また、申立期間②についても、年金事務所の担当者から、B事業所（厚生年金保険の適用事業所は、A組織）に勤務した期間の記録が無いとの回答を受けた。同事業所では、C施設でD業務等を担当していた。昭和29年3月頃に、ほとんどの外国人が引き揚げていったが、まだ仕事が残っていたので、同年8月頃まで勤務していた。申立期間①及び②において同事業所で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人の当該期間当時の勤務内容に係る陳述と、

元従業員の陳述内容が符合することから判断して、申立人が、当該期間においてB事業所で勤務していたことが推認できる。

また、A組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名と同じ読みで、生年月日に係る記載が無く、基礎年金番号に統合されていない「E」に係る厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和26年2月1日、資格喪失日は同年11月21日、以下「未統合記録」という。）が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立人のほか複数名の同僚の記録についても、同一人であるにもかかわらず、被保険者期間が重複していたり、異なる文字で複数の氏名表記がなされているなど、不自然な記録状況が散見される。

加えて、年金事務所が保管する書類によると、昭和26年11月当時、従来4か所に設置されていた組織が、2か所に統合されたことがうかがえるところ、前述の被保険者名簿によると、当該未統合記録が記載されたページを含む前後計23ページにおいて、当該未統合記録と同日（昭和26年11月21日）に被保険者資格を喪失している129人は、いずれも同日に同じ事業所で被保険者資格を再取得していることが確認できるが、当該未統合記録の被保険者のみ、同日以降、被保険者資格を再取得した旨の記録が確認できない。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の被保険者記録であると認められることから、申立人のA組織における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和26年2月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合記録から、7,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち、昭和27年8月1日から29年3月1日までの期間については、申立人は、「B事業所では、F職をしていた。昭和29年3月頃に外国人が引き揚げていってほとんど人がいなくなった。」と陳述しているところ、B事業所施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が社会保険の適用事業所でなくなった日（昭和29年3月1日）に被保険者資格を喪失している元従業員が、「退職する少し前からB事業所が閉鎖する話があった。」と陳述しており、その内容が符合することから判断して、申立人が、当該期間において同事業所で継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人が申立期間②直前の昭和27年8月1日にA組織において厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の記録は、平成23年12月7日付けで、日本年金機構が同組織に係る前述の被保険者名簿において、申立人の氏名と同じ読みで、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和27年7月1日、資格喪失日に係る記載が無い。）を、生年月

日が申立人と同一であることを理由として、申立人の被保険者記録であると認定した際、記録回復基準により資格喪失日を昭和27年8月1日と認定したものであることから、当該資格喪失日に係る明確な根拠はない。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立人と同様に資格取得日が昭和27年7月1日と記載されている従業員のうち、多数の者について、資格喪失日に係る記載が確認できないことから、社会保険事務所（当時）におけるA組織に係る記録管理に不備が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA組織における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和29年3月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和27年7月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

3 一方、申立期間②のうち、昭和29年3月1日から同年9月1日までの期間については、申立人は、当該期間に勤務し同時期に退職したとして同僚4人の名前を挙げているが、いずれも名字のみの記憶であることから、当該4人を特定できない。

また、前述の被保険者名簿において、昭和27年7月1日に被保険者資格を取得している者のうち、所在が判明した55人に照会を行ったところ、回答が得られた36人のうち、B事業所で勤務していたと回答する5人は、いずれも申立人のことを記憶していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和61年5月から平成元年12月までの期間は22万円、2年1月から3年4月までの期間は26万円、同年5月から4年3月までの期間は28万円、同年4月から6年10月までの期間は24万円、同年11月から7年7月までの期間及び11年4月から13年10月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月1日から平成7年8月1日まで
② 平成11年4月1日から13年11月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書又は源泉徴収票で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和61年5月から平成元年12月までの期間は22万円、2年1月から3年4月までの期間は26万円、同年5月から4年3月までの期間は28万円、同年4月から6年10月までの期間は24万円、同年11月から7年7月までの期間及

び11年4月から13年10月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、事業主の妻で当時経理を担当していた者は、申立人の報酬月額を実際の額よりも低く届け出ていたことを認めている上、給料支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、年金事務所では22万円と記録されている。

しかし、当時の給与支払明細書を見ると、28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されている。また、B厚生年金基金では、申立期間の標準報酬月額は28万円と記録されているので、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、22万円と記録されている。

しかし、A社が加入するB厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の申立期間における標準給与額は、28万円と記録されており、同社及び同基金は、いずれも「申立期間当時から、社会保険事務所と厚生年金基金への届出書は、複写式であった。」と回答している。

また、申立人から提出された給与支払明細書によると、申立人は、申立期間において標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する28万円であったと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和62年10月1日から平成5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、昭和62年10月は41万円、同年11月から平成元年11月までは47万円、同年12月から4年9月までは53万円、同年10月から5年9月までは15万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から平成9年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。

昭和62年10月から平成4年頃までの期間については、当初は実際の給与額に見合った標準報酬月額が記録されていたのに、遡って減額訂正されていると社会保険事務所で聞いたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

また、平成4年頃から9年10月までの期間については、給与額は80万円程度であったので、給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和62年10月1日から平成5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、昭和62年10月は41万円、同年11月から平成元年11月までは47万円、同年12月から4年9月までは53万円、同年10月から5年9月までは15万円と記録されていたところ、4年2月13日付けで、2年1月1日まで遡及して15万円に引き下げられている上、その後、5年6月3日付けで、昭和62年10月1日まで遡及して9万8,000円に引き下げられている。

また、オンライン記録によると、A社の元従業員24人の標準報酬月額についても申立人と同様に、平成5年6月3日付けで、遡及して引き下げられて

いる。

しかし、当該遡及訂正処理当時のA社の社会保険事務担当者は、「社会保険料の滞納額が大きかったため、従業員の給与は変えなかったが、遡って標準報酬月額を引き下げる届出を行った。」と陳述している。

また、A社に係る不納欠損整理簿により、同社は、当該遡及訂正処理当時、厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

なお、商業登記簿の記録により、申立人は、当該遡及訂正処理当時、A社の取締役であったことが確認できるものの、複数の元従業員は、「申立人は、B職担当で社会保険事務には関与していなかった。」と陳述しており、ほかに申立人が当該遡及訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成4年2月13日付け及び5年6月3日付けで行われた2回の遡及訂正処理は、事実在即したものとは考え難く、申立人の標準報酬月額の減額処理を遡って行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、昭和62年10月は41万円、同年11月から平成元年11月までは47万円、同年12月から4年9月までは53万円、同年10月から5年9月までは15万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成4年10月1日から9年11月1日までの期間について、当該期間当時の事業主に複数回照会したが、回答を得られず、申立人も当時の給与明細書を保管していないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、当該期間当時のA社の経理担当者は、「当時、従業員の給与額を10万円程度として社会保険事務所に届け出た。厚生年金保険料は、届け出た給与額に見合った額しか控除していない。」と陳述している。

さらに、申立人と同様に、オンライン記録において当該期間当時の標準報酬月額が9万8,000円と記録されている複数の元従業員から提出された給与明細書によると、当該複数の従業員の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又はこれを下回っていることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年8月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年8月31日から同年9月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年9月1日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間について、平成5年8月末日まで同社B営業所に勤務したにもかかわらず、被保険者資格の喪失日が同年8月31日となっている上、一部期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低く記録されていることが分かったので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年8月31日までの期間については、オンライン記録によると、A社での申立人の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が適用事業所ではなくなった日（平成5年9月30日、以下「全喪日」という。）から約3か月後の同年12月22日付けで、3年12月1日に遡及して26万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、元従業員7人のうち、4人は平成5年11月4日付けで3年11月1日に遡及して、3人は5年12月22日付けで3年12月1日に遡及して、申立人と同様に標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元経理部長は、「申立期間当時のA社の経営状況は悪く、厚生年金保険料を滞納していた。」旨回答している。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間においてA社の取締役であったことが確認できるものの、i) 3人の元従業員は、「社会保険関係の事務はA社本社で行われていた。申立人は同社B営業所のC職担当で、社会保険関係の担当者ではなかった。」旨回答していること、ii) 雇用保険の加入記録により、申立人は、当該遡及訂正処理日より前の平成5年8月31日に同社を離職していることが確認できることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の平成3年12月から5年7月までの標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間のうち、平成5年8月31日から同年9月1日までの期間については、オンライン記録によると、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、同年9月1日と記録されていたところ、全喪日から約1か月後の同年11月4日付けで、同年8月31日に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、A社での申立人の離職日は、平成5年8月31日と記録されており、当該離職日の翌日は、訂正前の厚生年金保険被保険者資格の喪失日(平成5年9月1日)と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社で被保険者資格を平成5年9月に喪失している11人は、いずれも申立人と同様に、同年11月4日付けで、資格喪失日が同年8月31日に遡及して訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年9月1日であると認められる。

また、平成5年8月の標準報酬月額については、当該遡及訂正前の記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和42年10月から43年4月までの期間は2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年10月1日から43年5月1日まで
② 平成4年10月1日から5年7月1日まで
③ 平成7年10月1日から8年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①は1万8,000円に、標準報酬月額が減額されている。

また、C社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間②は10万4,000円に、申立期間③は17万円に、それぞれ標準報酬月額が減額されている。

しかし、申立期間に給与が下がった記憶はなく、標準報酬月額が減額されていることに納得できない。給与明細書の一部を提出するので、申立期間①、②及び③を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された支給年が記載されていない4月分から7月分までの期間及び9月分から12月分までの期間の給与明細書は、給与支給額、厚生年金保険料及び健康保険料控除額等から、昭和43年の給与明細書であることが推認される。

また、申立期間①のうち、昭和43年4月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は当該期間において、2万8,000円の標準報酬月額に見合う給与額を支給され、2万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生

年金保険料額を給与から控除されていることが認められる。

さらに、申立期間①のうち、昭和42年10月から43年3月までについては、同年4月の給与明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、2万2,000円であり、当該期間直前の42年9月のオンライン記録の標準報酬月額と一致することから、申立人は、当該期間において、前後の期間と同額の標準報酬月額（2万2,000円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、昭和43年4月の給与明細書により確認又は推認できる保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①当時の資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成4年10月、5年2月、同年3月、同年5月及び同年6月については、申立人から提出された給与明細書により確認できる各月の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

また、申立期間②のうち、平成4年11月から5年1月までの期間及び同年4月については、申立人は、当該期間の給与明細書を保管しておらず、D社も、当時の給与台帳を保管していない旨回答していることから、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認できないが、上述のとおり、申立人は、当該期間の前後の期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、当該期間についても、それと同額の厚生年金保険料を控除されていた可能性が高いものと考えられる。

申立期間③のうち、平成7年10月及び同年11月については、D社から提出された給与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬

月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

また、申立期間③のうち、平成7年12月については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

さらに、申立期間③のうち、平成8年1月から同年9月までの期間については、申立人は、当該期間の給与明細書を保管しておらず、D社も、当時の給与台帳を保管していない旨回答していることから、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和48年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月7日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私もA社からB社に移籍した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。私は申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された辞令リストにより、申立人は、同社及びその系列会社に継続して勤務し（昭和48年6月7日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているものの、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、当初、昭和48年7月1日と記録されていたところ、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年6月14日付けで総務大臣から申立人の同僚の年金記録に係る苦情のあっせんが行われたことに伴い、昭和48年6月7日に訂正されており、同社が申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月19日は36万円、同年12月19日、16年7月17日、同年12月17日、17年7月16日、同年12月17日、19年12月21日、20年7月19日及び同年12月19日は37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月19日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月17日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年7月16日
⑥ 平成17年12月17日
⑦ 平成19年12月21日
⑧ 平成20年7月19日
⑨ 平成20年12月19日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。当該賞与から保険料を控除されていたので、年金額の計算の基礎となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月19日は36万円、同年12月19日、16年7月17日、同年12月17日、17年7月16日、同年12月17日、19年12月21日、20年7月19日及び同年12月19日は37万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に手続を失念したとして訂正の届出を行っており、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年7月19日、同年12月19日、16年7月17日、同年12月17日、17年7月16日、同年12月17日、19年12月21日、20年7月19日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月19日は40万円、同年12月19日は43万円、16年7月17日は42万円、同年12月17日は43万円、17年7月16日は42万円、同年12月17日43万円、19年12月21日は40万円、20年7月19日は41万円及び同年12月19日は39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月19日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月17日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年7月16日
⑥ 平成17年12月17日
⑦ 平成19年12月21日
⑧ 平成20年7月19日
⑨ 平成20年12月19日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされてい

る。当該賞与から保険料を控除されていたので、年金額の計算の基礎となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月19日は40万円、同年12月19日は43万円、16年7月17日は42万円、同年12月17日は43万円、17年7月16日は42万円、同年12月17日43万円、19年12月21日は40万円、20年7月19日は41万円及び同年12月19日は39万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に手続を失念したとして訂正の届出を行っており、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年7月19日、同年12月19日、16年7月17日、同年12月17日、17年7月16日、同年12月17日、19年12月21日、20年7月19日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月19日は52万円、同年12月19日は56万円、16年7月17日は54万円、同年12月17日は56万円、17年7月16日は54万円、同年12月17日は56万円、19年12月21日は56万円、20年7月19日は54万5,000円及び同年12月19日は56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月19日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月17日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年7月16日
⑥ 平成17年12月17日
⑦ 平成19年12月21日
⑧ 平成20年7月19日
⑨ 平成20年12月19日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされてい

る。当該賞与から保険料を控除されていたので、年金額の計算の基礎となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月19日は52万円、同年12月19日は56万円、16年7月17日は54万円、同年12月17日は56万円、17年7月16日は54万円、同年12月17日は56万円、19年12月21日は56万円、20年7月19日は54万5,000円及び同年12月19日は56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に手続を失念したとして訂正の届出を行っており、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年7月19日、同年12月19日、16年7月17日、同年12月17日、17年7月16日、同年12月17日、19年12月21日、20年7月19日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月19日は39万円、同年12月19日は42万円、16年7月17日は41万円、同年12月17日は42万円、17年7月16日は41万円、同年12月17日は42万円、19年12月21日は40万円、20年7月19日及び同年12月19日は39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月19日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月17日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年7月16日
⑥ 平成17年12月17日
⑦ 平成19年12月21日
⑧ 平成20年7月19日
⑨ 平成20年12月19日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。当該賞与から保険料を控除されていたので、年金額の計算の基礎となる

ように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月19日は39万円、同年12月19日は42万円、16年7月17日は41万円、同年12月17日は42万円、17年7月16日は41万円、同年12月17日は42万円、19年12月21日は40万円、20年7月19日及び同年12月19日は39万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に手続を失念したとして訂正の届出を行っており、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年7月19日、同年12月19日、16年7月17日、同年12月17日、17年7月16日、同年12月17日、19年12月21日、20年7月19日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月19日は34万円、同年12月19日は35万5,000円、16年7月17日は35万円、同年12月17日は35万5,000円、17年7月16日は35万円、同年12月17日は35万5,000円、19年12月21日は36万円、20年7月19日は39万円及び同年12月19日は37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月19日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月17日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年7月16日
⑥ 平成17年12月17日
⑦ 平成19年12月21日
⑧ 平成20年7月19日
⑨ 平成20年12月19日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。当該賞与から保険料を控除されていたので、年金額の計算の基礎となる

ように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月19日は34万円、同年12月19日は35万5,000円、16年7月17日は35万円、同年12月17日は35万5,000円、17年7月16日は35万円、同年12月17日は35万5,000円、19年12月21日は36万円、20年7月19日は39万円及び同年12月19日は37万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に手続を失念したとして訂正の届出を行っており、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年7月19日、同年12月19日、16年7月17日、同年12月17日、17年7月16日、同年12月17日、19年12月21日、20年7月19日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年12月21日は28万円、20年7月19日は24万円及び同年12月19日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月21日
② 平成20年7月19日
③ 平成20年12月19日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。当該賞与から保険料を控除されていたので、年金額の計算の基礎となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成19年12月21日は28万円、20年7月19日は24万円及び同年12月19日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に手続を失念したとして訂正の届出を行っており、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月21日、20年7月19日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成20年6月16日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から20年6月16日まで

年金記録確認第三者委員会からA社の同僚に対する照会があり、自身の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。

申立期間の給与支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を持っているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、当初、平成20年6月16日と記録されていたところ、21年10月8日付けで、当該喪失日に係る記録と19年9月の標準報酬月額の定時決定に係る記録を取り消した上で、遡って被保険者資格の喪失日が同年4月1日に訂正されており、複数の元同僚の被保険者資格の喪失日に係る記録についても、申立人と同様に遡って訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書及び給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められる。

また、滞納処分票によると、A社は、平成18年11月分以降の厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成21年10月8日付けで行われた資格喪失日に係る遡及訂正処理は、事実即したものととは考え難く、申立人につい

て遡って資格喪失日を19年4月1日とする合理的な理由は無いことから、当該遡及訂正処理は、有効な記録の訂正であったとは認められない。

したがって、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初の記録どおり、平成20年6月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成19年3月のオンライン記録及び取消し前の同年9月の定時決定の記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 45 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 45 年 7 月まで

ねんきん特別便が届いたので、内容について年金事務所で説明を受けたところ、申立期間の国民年金保険料が未納であることが初めて分かった。

私は、昭和 45 年 7 月頃に A 県 B 市（現在は、C 市）役所で、私と元夫の国民年金の加入手続を行った際に、このままでは年金がもらえないので、遡って国民年金保険料を納めなさいと言われたので、その場で自身と元夫の保険料として、10 万円から 20 万円までの金額の保険料を一括して納付した。

当時は家の経済状態も良く、一括して国民年金保険料を納付できたため、元夫と一緒に遡及納付したことは間違いなく、また、元夫の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私のみ未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 7 月頃に B 市役所で、自身と当時のその夫に係る国民年金の加入手続を行ったとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 11 月に、また、その元夫の手帳記号番号は 54 年 2 月に払い出されており、陳述の加入時期とは一致しない。

また、申立人は、加入手続時に、納付可能な過去の夫婦二人分の国民年金保険料として、10 万円から 20 万円までの金額を納付したとしているが、C 市保存の申立人の元夫に係る国民年金被保険者名簿を見ると、元夫の保険料は、昭和 55 年 6 月に第 3 回特例納付制度を利用して、36 年 4 月から 43 年 9 月までの 90 か月分が一括して納付されており、それより前の 45 年 7 月当時においては未納であった上、その当時、特例納付制度を利用して納付可能な

夫婦二人分の保険料は8万4,300円であり、金額も一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立人は、その元夫が行った第3回特例納付制度を利用して、元夫の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を遡及納付することは可能であるが、その場合の夫婦二人分の保険料額は申立人が主張する金額とは大きく乖離^{かいり}している上、元夫は、手帳記号番号が払い出された当時は既に44歳であり、60歳到達まで保険料を完納しても年金受給資格月数(300月)を満たさないことから、保険料を遡って納付したと考えられる一方で、申立人の場合は、60歳到達まで保険料を完納することで、年金受給資格月数を確保できるため、その必要はなかったものと考えられる。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの期間については、私は 29 年 4 月から A 県 B 市内で C 社に住み込みで勤務していたところ、時期ははっきりしないが、事業主から私に代わって国民年金保険料を納付するので、給料から天引きすると言われたことを覚えている。

したがって、事業主が昭和 38 年 12 月に退職するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から 46 年 3 月までの期間については、40 年 1 月に独立して A 県 D 市で自身の事業所を開業した後、時期は覚えていないが、同市役所の人から事業所に来て国民年金の加入を勧められたので、加入手続を行った。

その際、過去に未納分の国民年金保険料があると言われ、後日、市役所の人又はいつも事業所に来る銀行の人に、妻がどの期間の保険料かは覚えていないが、4 万円弱のお金を渡したことを覚えている。

したがって、当該期間の国民年金保険料については、全て納付したのかは分からないが、全く納付していないことは考えられない。

申立期間の国民年金保険料の納付の有無について、しっかりと調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市において、36 年 3 月 15 日に事業主夫婦及び申立人と同様に住み込みで勤務していたとする同僚と共に、4 人連番で払い出されていることが確認でき、

申立内容と一致しているが、備考欄に「消除」とのゴム印が確認できる。

この点について、申立人の戸籍の除附票を見ると、申立人は、昭和 39 年 10 月 1 日に E 県から A 県 F 市へ転居しており、申立人が住み込みで勤務していたとする B 市へは住所変更されておらず、このことからみて、事業主夫婦及び申立人の同僚と共に国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、住民票上の異動が無いため、職権で消除されたものと推認できる。

また、申立人は当該期間については、住み込み先の事業主が給与から申立人の国民年金保険料を天引きしていたとするのみで、申立人は保険料納付に関与していない一方、事業主は既に他界しており、また、同僚についても連絡先を知らないとしていることから、保険料納付の状況を確認することはできない。

次に、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から 46 年 3 月までの期間について、申立人は 40 年 1 月に独立した後、時期ははっきりしないが、D 市内の自身の事業所を訪れた同市役所職員に国民年金の加入を勧められたので、加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人には、B 市で消除された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、D 市から転居した後の A 県 G 市において、昭和 46 年 8 月に夫婦連番で払い出されており、また、同市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、同年同月 20 日の受付日が確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人の別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人が主張する D 市における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後に、過去の未納保険料として 4 万円弱を一括して納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から 43 年 12 月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできず、また、44 年 1 月から 46 年 3 月までの期間については、過年度納付することが可能ではあるが、当該期間の保険料額は夫婦二人分で 1 万 7,100 円であり、金額が一致しない。

加えて、オンライン記録を見ると、申立期間のうち、申立人が結婚した昭和 42 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料は、その妻も未納とされている。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から46年3月まで

昭和42年3月に結婚した後、しばらくは国民年金に加入していなかったが、夫婦でA県B市内において経営していた事業所に市役所の人に来て、国民年金の加入を勧められたので、加入手続を行った。

その際、過去の未納保険料について納付を勧められたので、後日、市役所の人又はいつも事業所に来る銀行の人に、私が4万円弱のお金を渡したことを覚えている。

それが、どの期間の国民年金保険料であったのか、また、夫婦二人分であったのかについては覚えていないが、支払った4万円弱のお金は、申立期間の国民年金保険料である可能性が高いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期ははっきりしないが、夫婦で経営していたB市内の事業所を訪れた市役所職員に国民年金の加入を勧められたので、加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市から転居したA県C市において、昭和46年8月に夫婦連番で払い出されており、また、同市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、同年同月20日付けの受付日が確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人の別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人が主張するB市における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後に、過去の未納保険料として4

万円弱を一括して納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月から 43 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することはできず、また、44 年 1 月から 46 年 3 月までの保険料は、過年度納付することが可能であるが、当該期間の保険料額は夫婦二人分で 1 万 7,100 円であり、金額が一致しない。

加えて、申立人の夫のオンライン記録を見ても、申立期間の国民年金保険料については未納となっている。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から10年1月まで

国民年金の加入手続及び加入後の国民年金保険料の納付については、全て母に任せていたので私は全く分からない。

母は、私の当初の期間の国民年金保険料を納付していなかったが、その後、時期ははっきり覚えていないが、市役所又は社会保険事務所（当時）から、納付してくださいという旨の通知とともに納付書が送付されてきたので、それからは、母は時効に気を付けながら、私の保険料を毎月遡って納付してくれていたはずである。

送付されてきた納付書で、納付し終えた際に、母は、まだ、2年ぐらいの未納期間があったことを覚えていると言っているので、2年程度は国民年金保険料の未納期間があることは理解できるが、申立期間まで未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、納付書が送付されてきた時期及び保険料の納付を開始した時期について、はっきり覚えていないと陳述しており、具体的な納付開始時期等について確認することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立期間直後の平成10年2月の国民年金保険料を、時効到来直前の12年3月14日に過年度納付して以降、申立人が厚生年金保険被保険者となる直前の同年5月までの保険料について、ほぼ1か月ごとに時効到来直前に過年度納付されていることが確認でき、申立人の母親が記憶している納付は、これらの過年度納付の記憶である可能性が否定できない上、最初の過年度納付の時点においては、申立期間の保険料は時効

により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料についても時効前に毎月納付していたと陳述しているものの、申立期間は1年5か月に及んでおり、保険料収納等における事務過誤が毎月繰り返されたとも考え難い上、申立期間の保険料を納付した場合の納付時期は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の時期であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の母親は、送付されてきた納付書で国民年金保険料の納付を終了した際に、申立人に係る保険料の未納期間は2年間程度であったとするのみで、明確な陳述は無く、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 7 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで
② 平成 8 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

私は、設立当初からA社の代表取締役であったが、申立期間①については、標準報酬月額を減額訂正する手続を行った記憶がない。また、申立期間②については、当時の最高等級に見合った厚生年金保険料を控除されていたのに低額で記録されている。

申立期間①及び②の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 7 月から 6 年 4 月までは 53 万円、同年 5 月から 7 年 9 月までは 32 万円と記録されていたところ、6 年 12 月 28 日付けで、4 年 7 月 1 日に遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の取締役であった申立人の元妻の標準報酬月額も、申立人と同様に遡って引き下げられていることが確認できるとともに、年金事務所から提出された同社に係る債権記録リストにより、当該遡及訂正処理が行われた当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが認め

られる。

一方、商業登記簿の記録により、申立人は、A社の設立時（平成元年1月＊日）から同社が解散した日（平成14年12月＊日）まで、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自らの標準報酬月額を減額訂正する手続きを行った記憶がないと主張する一方、「平成6年又は7年頃から徐々に経営不振になった。また、当時は経理担当事務員を雇っており、事務処理を任せていたが、代表者印は私が管理していた。」と陳述していることから、当時の事業主（代表取締役）であった申立人が、当該遡及減額訂正に関与していたと考えることが自然であり、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出された平成8年4月から同年9月までの賃金台帳の厚生年金保険料欄によると、申立人の給与額が、当時の標準報酬月額の最高等級（59万円）に見合った額であった旨の記載が見られる。

しかしながら、前述の賃金台帳については、申立人以外の従業員の氏名が記載されておらず、保険料控除の記載がある人数と、オンライン記録におけるA社の被保険者数が一致しない月が見られるところ、申立人は、同社の元従業員に事情を聞かないでほしいとしているため、当該賃金台帳からは、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が控除されていたことを判断できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、前述の平成6年12月28日付け遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月）において、9万8,000円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人は、前述のとおり、当時の事業主としてA社の社会保険事務に関与していたものと考えられることから、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認された場合においても、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 22 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 13 年 4 月から 17 年 8 月までは 24 万円、同年 9 月から 21 年 12 月までは 26 万円と記録されていたところ、24 年 2 月 3 日付けの事後訂正により、13 年 4 月から 17 年 8 月までは 30 万円に、同年 9 月から 21 年 12 月までは 32 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、前述の事後訂正の際、A社が年金事務所に提出した申立人に係る給与明細書、源泉徴収簿兼賃金台帳及び月別給与一覧表によると、申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額は、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認でき

る。

さらに、A社の事業主は、「実際の給与支給額より低い報酬月額を届出し、その低い額に基づく保険料を控除していた。」と陳述している。

このほか、申立人の主張する給与支給額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、A社B支店での申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和40年5月28日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同一時期（おおむね前後3年以内）に受給要件を満たし、資格を喪失した女性従業員5人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め4人見られ、その全員が資格喪失後4か月以内に支給決定されている上、当該4人のうち1人は、「A社B支店退職時に、上司から脱退手当金について説明を受け、会社が手続して脱退手当金を受領した。」旨の陳述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さもうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月頃から 45 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 1 月頃から 45 年 4 月末日まで、A 社に住み込みで勤務していた。給与明細書は無かったが、毎月、手渡しで 1 万円の給与をもらっており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述等から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に A 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったという記録は確認できず、後継事業所である B 社が、適用事業所となったのは申立期間より後の昭和 52 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、B 社は平成 22 年に適用事業所ではなくなっており、同社の事業主であった者（申立期間当時の事業主の長男）も当時の関連資料は残っていないとしているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

さらに、B 社の取締役であった者（申立期間当時の事業主の次男）は、「申立期間当時、A 社はまだ厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給与から保険料は控除していなかったはずである。」と陳述しており、申立人と一緒に勤務していたとする前述の同僚からも、従業員の給与から保険料が

控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から25年9月1日まで
父親の友人の紹介で、昭和24年7月1日にA県のB社（現在は、C社）に就職した。その後25年8月まで正社員として勤務し、D職をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた当時の事業主及び同僚4人の氏名が、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、C社は、「関連資料が残っておらず、当時の事業主も既に死亡しているため、当時の保険料控除等の状況は分からない。」旨回答している。

また、申立人は前述の同僚4人について、私より以前からB社に勤務し、皆正社員であったとしているが、当該4人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立期間の始期（昭和24年7月1日）より4か月ないし1年7か月後であることが上記被保険者名簿により確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和17年から30年までの間に被保険者資格を取得している者のうち、所在の判明した6人に照会し4人から回答を得たが、そのうち3人は、自身が記憶する入社日と被保険者資格の取得日との間に3年ないし6年の期間が空いている。

これらのことから、B社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間にA社でB職として勤務していたが、厚生年金保険に未加入となっている。

給与から厚生年金保険料が控除されており、健康保険被保険者証も持っていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主及び複数の同僚の陳述等から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社でB職として勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「B職の給与は、基本給部分と歩合給部分を合わせたものであった。」と陳述しているところ、申立期間当時の事業主は、「申立人は請負の形式をとっており、額を定めず成績に比例した給与を支払っていたので、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、同僚の一人は、「私もB職であったが、B職の従業員は厚生年金保険に加入せず、国民年金に加入していたと思う。」と陳述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、当該同僚の被保険者記録は確認できず、オンライン記録によると、当該同僚は申立期間に国民年金に加入している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年頃から 25 年頃まで

申立期間にA市B区にあったC社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA市B区にあったC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人が勤務したとするC社が厚生年金保険の適用事業所であったという記録は確認できない。

また、申立人が主張するC社の所在地を管轄する法務局において、同事業所に係る商業登記の記録は無い上、申立人は事業主の氏名を記憶しておらず、唯一記憶している同僚も所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から14年8月18日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されている。
当時の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるところ、申立人から提出された給与明細書及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書によると、申立期間の給与支給額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額か、又はこれを下回っている。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されたなどの不自然な点も見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 31 日から 5 年 5 月 1 日まで
平成 2 年 10 月に A 社へ入社し、その後、関連会社への異動はあったが、11 年 3 月 20 日に C 社（平成 8 年 5 月 * 日付けで、B 社から商号変更）を退職するまで、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間において、A 社及びその系列会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は平成 7 年 1 月 1 日に、C 社は 11 年 3 月 21 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も明らかでないことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、同僚の一人は、「保険料を控除されたくないという理由で、社会保険に加入していない人がいたと思う。私も昭和 62 年頃、D 社（平成 2 年 3 月 * 日付けで、A 社へ商号変更）へ入社し、平成 5 年頃まで勤務したが、一時期、保険料を支払うのが厳しくなり、社会保険から抜いてもらったことがある。」旨の陳述をしているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、A 社において平成 3 年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失した後、4 年 1 月 1 日に B 社において被保険者資格を再取得するまで、10 か月間の被保険者記録が無い。

さらに、オンライン記録により、申立人及び複数の同僚と一緒に勤務していたと陳述している従業員 23 人の記録状況を確認したところ、そのうち 10 人については、B 社及び A 社における被保険者記録が確認できないことから、B 社及び A 社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させ

ていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人が平成3年10月31日に被保険者資格を喪失した直後の同年11月8日に、申立人の健康保険被保険者証が回収処理されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 2 日から 51 年 12 月 16 日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和48年4月から50年4月までについては、平均給与額は70万円から80万円までであった。同年4月から51年12月までについては、固定給で50万円が支給されていた。

いずれの期間についても標準報酬月額は最高等級月額であったので申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和51年12月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在が明らかでないことから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる同僚のうち、申立人と同じB職であったとする複数の同僚からも、申立期間当時の給与額及び保険料控除額の状況について確認できる資料及び陳述が得られない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録に、遡って訂正されているなどの事跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月1日から29年11月6日まで
② 平成4年1月1日から同年8月6日まで

ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。昭和29年12月30日支給の賃金明細書には「28年12月給料残」の記載があり、当該期間に同社で勤務していたことは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい。

また、C社が社名変更したD社で勤務した期間は、手取りで42万円ぐらいの給与をもらっており、そこから3万7,000円ぐらいの保険料が控除されていたので、申立期間②の標準報酬月額を、実際の控除額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された賃金明細書により、入社時期までは特定できないものの、申立人が申立期間のうち、一部の期間においてA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（写）によると、同社は、申立人の被保険者資格の取得日を昭和29年11月6日として社会保険事務所（当時）に対し届け出ており、当該資格取得日は、オンライン記録の資格取得日とも一致していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員は、いずれも所在が明らかでないことから、申

立人の入社時期及び申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて照会できない。

さらに、申立人は、「A社の申立期間当時の従業員数は、25人ぐらいであった。」と主張しているところ、前述の被保険者名簿によると、申立期間における被保険者数は、最も多い時点でも20人であることから、同社は、必ずしも全ての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではないことがうかがえる。

加えて、B社は、資格取得前の被保険者でない者の給与から、厚生年金保険料を控除していたとは考え難い旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録によると、申立人が平成4年8月5日にD社を離職する直前6か月間の給与の平均月額、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額であったことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、関連会社のC社で被保険者資格を喪失した後、D社で被保険者資格を取得している複数の元従業員の標準報酬月額について調査したところ、同社における資格取得時の標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額に比べて、低額になっていることが確認できる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先が判明した元従業員に照会し、回答のあった者のうち4人から提供された給与明細書を見ると、当該4人の平成4年1月から同年6月までの保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、複数の元従業員及び申立人は、「平成4年8月の給与は、未払若しくは一部未払であり、当該給与から同年7月の厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

加えて、D社は、平成4年8月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の控除について確認できない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 8 月 26 日まで
厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、著しく低く記録されていることが分かった。
申立期間の勤務状況は、それ以前と変わっておらず、預金通帳により毎月 37 万円から 41 万円までの給与振込があったことが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する預金通帳により、申立人は、申立期間において、その主張する額の給与振込があったことが確認できる。

しかし、A社は、平成 14 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表取締役二人は、いずれも「当時の賃金台帳等を所持していないので、申立人の申立期間に係る給与総支給額及び保険料控除額は不明である。」旨陳述している上、申立期間当時の同社の顧問税理士からも、照会に対する回答が得られない。

また、申立期間当時の給与計算担当者は、「A社では、報酬月額は、実際の給与総支給額とは異なる低い金額を届け出していた。届出額に基づく厚生年金保険料より高い額の保険料を、申立人の給与から控除するようなことはなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に、遡及して訂正された事跡は認められない。

加えて、B厚生年金基金の記録によると、申立人の同基金における標準給与額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 53 年 8 月 7 日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の加入記録状況について照会したところ、夫がA社で勤務していた昭和 50 年 8 月から 53 年 10 月 1 日までの期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答をもらった。申立期間についても、夫が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された昭和 52 年 6 月 8 日に撮影されたとする夫の写真及び申立人と同事業所で勤務していたとする元従業員の陳述により、入社時期までは特定できないものの、申立人が申立期間のうち、同日以降の期間においてA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 21 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、所在が明らかでなく、社会保険事務担当者は、既に死亡していることから、申立人の入社時期及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、前述の元従業員は、「申立人と同じ事業所で勤務していた。」として元従業員二人の名前を挙げているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、当該二人の被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる者で、自身の入社日を記憶しているとする元従業員 5 人の被保険者記録を調査したところ、当該 5 人のうち、3 人は、入社日の 3 か月ないし約 4 年 4

か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員に入社後すぐに厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。